

警報発令に係る措置について（改訂版）

向暑の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、気象庁において令和8年5月29日（金）から大雨警報などの防災気象情報について、**情報名称の変更がされる予定です**。4月に「警報発令に係る措置について」のお手紙を配布済みではございますが、名称変更に伴い、改訂版を配布いたします。

伊丹市教育委員会より気象警報発令時等の対応についての方針に基づき、本校では、下記のように措置いたします。ご家庭におかれましても気象情報等の収集に努めていただき、災害発生時等における学校の対応にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、警報発令時は平常時より電話回線が混雑いたしますので、電話でのお問い合わせはご遠慮くださいますよう併せてお願いいたします。緊急時の学校からの連絡は池尻小 HP 及びまなびポケットで送付します。登録いただきますようご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 伊丹市に特別警報発令（Jアラート含む）危険警報が発令された場合	
1) 午前7時現在『特別警報』もしくは『危険警報』が発令	臨時休校 ※「特別警報」が発令されたら、ただちに命を守る行動をとってください。
2) 登校後に『特別警報』もしくは『危険警報』が発令	(ア) 学校待機 (イ) 「特別警報」もしくは「危険警報」解除後は、伊丹市教育委員会と協議の上、状況に応じた安全措置を講じます。（下校、または学校待機継続など）
2 伊丹市に『暴風警報』『大雨警報』『暴風雪警報』『大雪警報』が発令された場合	
1) 午前7時現在警報発令 『暴風警報』『大雨警報』 『暴風雪警報』『大雪警報』 のいずれか発令	自宅待機
① 午前9時までに警報が解除された場合	登校 ※午前7時に暴風警報・大雨警報・暴風雪警報・大雪警報のいずれかが出ている場合、給食センターの準備が止まります。したがって9時までに警報が解除され、登校した場合も給食がありません。授業は4校時までになり、4校時終了後下校します。
② 午前9時までに警報が解除されない場合	臨時休業
2) 登校後に警報発令	状況を判断し、下校させる場合とそのまま授業を続ける場合があります。下校させる場合はまなびポケット、HP 等でお知らせするとともに、安全のために保護者にお迎えを要請することがあります。
3 伊丹市に『震度5弱』以上の地震が発生	
登校前に『震度5弱以上』の地震が発生	臨時休業 震度4以下の場合は、登校させていただきます。
4 伊丹市に『熱中症特別警戒アラート』が翌日に向けて発令された場合	
登校前に『熱中症特別警戒アラート』が発令	該当日が臨時休業

5 児童くらぶについて

- (1) 下校時までに警報が出て下校させる場合は、児童くらぶの児童も一斉下校します。
- (2) 児童が下校し、児童くらぶに行った後に警報が出た場合は、児童くらぶが対応し、保護者へのお迎えを依頼します。
- (3) 児童くらぶが臨時休業など非常のとき、近所の方をお願いするなど適切な対応ができるように、あらかじめお願いしておいてください。

5 その他のお願い

- (1) 武庫川・天王寺川・用水路などが増水しますので、そのような場合には近づかないよう、十分注意したうえで登校させてください。（遅刻などの心配はせずに、安全第一で登校させてください。）
- (2) 登校後でも、気象状況の変化により、緊急に帰宅させる場合がありますので、お子様がいつ帰宅してもよいように登校前に話し合っておいてください。
 - ① 家に入ることができるのか
 - ② 家に誰がいるのか
 - ③ 鍵は兄弟の誰が持っているのか
 - ④ 給食を食わずに帰宅する時の対応 等
- (3) 校区内には、道路が冠水しやすい箇所がありますので、自宅付近の状況をよく判断していただき、登校に危険を伴う緊急な場合にはご家庭の判断で自宅待機させてください。
- (4) 警報発令以外でも、学校周辺で局地的な豪雨や火災・ガス爆発・雷等の災害発生等、危険と判断した場合、臨時休業や自宅待機、通学路変更等の対応をすることがあります。